

札幌大学入学手続に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則第42条第3項の規定に基づき、入学手続に関し必要な事項を定める。

(手続)

第2条 合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、学校法人札幌大学学費等納付金規則に定める学費等を納入し、次の各号に掲げる書類を提出して手続をしなければならない。

- (1) 卒業証明書
- (2) 学生調書（別記第1号様式）
- (3) 誓約書及び保証書（別記第2号様式）
- (4) その他必要な書類

(許可)

第3条 学長は、前条の入学の手続を完了した者に、入学を許可する。

(身元保証人)

第4条 入学の手続に際して、身元保証人を立てなければならない。

- 2 身元保証人は、父兄又はこれに代わる者とする。
- 3 前2項の身元保証人は、学生の身分上、金銭上の一切の責任を負うものとする。

(入学辞退)

第5条 入学の許可を受けた者で、入学を辞退する者は、所定の手続をしなければならない。

- 2 前項の手続をした者は、本学が指定する期日までに、学費等納付金返還願を提出した場合に限り、所定の学費等を返還する。

(入学許可の取り消し)

第6条 入学を許可された者が、正当の理由なくして指定の期日までに手続をとらないときは、入学許可を取り消すものとする。

(身元保証人の異動)

第7条 身元保証人が死亡したとき、又は変更しようとするときは、速やかに届けなければならない。

- 2 身元保証人が氏名を改め、又は住所を変更したときは、速やかに届けなければならない。

(所管)

第8条 この規程に関する所管は、企画部入試・広報課とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和2年10月14日から施行する。

この規程の制定に伴い、「学校法人札幌大学入学（手続）に関する規程（平成27年10月1日制定）」は、令和2年10月14日に廃止する。

附 則（令和5年6月30日）

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式

誓 約 書・保 証 書

札幌大学学長 様

記入日：(西暦) 年 月 日

【入学者】

受 験 番 号			
私は、貴学に在学中は、貴学の学則及び諸規則を遵守し、規定の納付金を期日までに納め、学生としての本分を尽くすことを誓います。			
フリガナ 入学者氏名 〔本人自筆〕		生年月日	(西暦) 年 月 日
入学者住所	〒 —		
連絡先 (電話番号)	— —		

【保証人】

私は、上記入学者の在学中は、その者の一身上にかかわる責任を負うとともに、規定の納付金の納付その他債務に関する一切を保証することを誓います。			
フリガナ 保証人氏名 〔本人自筆〕	⑩	入学者との関係	
		生年月日	(西暦) 年 月 日
保証人住所	〒 —		
連絡先 (電話番号)	— —		

※保証人は、成人であり、独立の生計を営み、確実に保証人として債務を果たすことができる人にしてください。

原則、父母（兄姉）とします。入学者本人が社会人の場合は、配偶者や兄弟・姉妹・成人した子も可とします。